



消火器等の点検契約トラブルにご注意を！



滋賀県内で、消火器の不適切な点検契約のトラブルが多発しています。

トラブル事例1

点検業者と名乗る者から、消火器の点検が必要である旨を電話にて説明され、同日訪問。訪問後に十分な説明がなく、契約書を取り交わし、消火器数本を点検のため持ち帰った。

消火器の点検及び消防署への報告資料作成費用を請求され、契約書にはクーリングオフの適用は出来ない旨の記載があったとのこと。

トラブル事例2

点検業者と名乗る者が訪問され、「消火器の点検に来ました。」と申し出たため、定期に点検を依頼している業者と思い、点検を依頼した。点検の結果、不備があるため一度持ち帰り、明日に点検結果報告書と合わせて返却すると言われ、請求書を渡された。

トラブル事例3

事業所あてに電話があり、消火器の点検日の調整をされ訪問。当日中に消火器数本を点検し、契約書を取り交わした後、詰め替え等のため消火器を持ち帰られ、業者持参の消火器を置いていかれた。点検費用を請求され、契約書にはクーリングオフの適用は出来ない旨の記載があった。

業者の手口

- 消火器をたくさん設置している建物で、施設管理のスキを狙ってくる。
- 出入りの点検業者を巧妙に装う。
- 点検の承諾をあいまいにしているうちに、素早く消火器の点検を始める。
- 内容を十分説明せずに、契約書に署名、押印を求めてくる。

不適切取引を防ぐポイント

- 料金をその場で支払ったり、契約書にサインや押印をしないでください。
- その場ではっきりと購入・点検を拒否してください。
- 身分証明書の提示を求めてください。
- 消防署では、消火器のあっせん・販売や点検は行っていません。
- 一般家庭に設置の消火器は法定点検の義務はありません。

お問合せ

湖北地域消防本部 予防課

TEL : 0749-62-5194